

特定非営利活動法人つなごう秋田の歴史 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つなごう秋田の歴史という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、秋田の歴史の魅力を発掘し、それを発信する事業を行うことで地域の活性化、県民の郷土愛育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 秋田の歴史を紹介・発信する事業
 - ② 行政事業の受託、及び協賛する事業
 - ③ イベントの企画、運営、及びプロデュースする事業
 - ④ 秋田の歴史に関連した商品の開発、及び販売する事業
 - ⑤ 史跡又はその周辺の美化・整備等の環境整備事業
 - ⑥ その他、この法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有するもの。なお、議決権は1名義につき1票とする。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助・後援する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助・後援する就学中の学生で、総会における議

決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員になろうとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した会費及び、その他の拠出金品はその理由を問わず、これを返品しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正会員及び賛助会員が、継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 学生会員が就学期間を終えたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を代表理事、2人以内を副代表理事とする。また、必要に応じて理事のうち若干名を常務理事とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事会における各役職は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決によって、これを解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認められたとき。

(3) その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に事務局を設置することが出来る。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が任命する。
- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼職できる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会にて定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会は対面会議の他、インターネット上のビデオ会議アプリでも開催でき、招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を、書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法、またオンライン会議システムによる表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を書面又は、電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を書面又は、電磁的方法をもって少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決できる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面及び電磁的方法、又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 顧問、相談役

(顧問・参与・相談役)

第51条 この法人は、理事会をサポートする目的で顧問、参与、相談役の役職を置くことができる。

- 2 顧問、参与、相談役は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 3 顧問、参与、相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。
- 4 顧問、参与、相談役は、理事会における議決権を有しない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	檜山 敬輔
副代表理事	櫻田 智子
理事	西舘 達生
監事	武田 守

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる1口以上の額とする。

(1) 個人正会員	1口	3,000円
(2) 団体正会員	1口	10,000円
(3) 個人賛助会員	1口	3,000円
(4) 団体賛助会員	1口	10,000円
(5) 学生会員		0円

役員名簿

特定非営利活動法人 つなごう秋田の歴史

役職名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	ひやま けいすけ 檜山 敬輔		無
副代表理事	さくらだ ともち 櫻田 智子		無
理事	にしだて たつお 西舘 達生		無
監事	たけだ まもる 武田 守		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

我々は、秋田の歴史の魅力を掘り起こし、表現・発信・助言することで県内外に新たな価値を生み出し、秋田の未来に貢献するため活動します。

2 申請に至るまでの経過等

先人たちが繋いできた秋田の歴史は、そのほとんどが一般に知られていないと感じます。私たちは「郷土の歴史」をもっと身近なものにし、地域の発展に活かすべきだと考えます。

〈活動履歴の概要〉

令和元年	幕末の秋田の歴史を調査・発信する任意団体を発足。
令和2年	YouTubeで動画配信、全良寺官修墓地などの環境保全活動。
令和3年	自治体による歴史講座で講演、オリジナル小説を同人誌に連載。
令和4年	由利本荘市岩城地域をはじめ、多くの方から活動への賛同がある。
令和7年	法人設立総会を開催。

令和 7 年 7 月 20 日

特定非営利活動法人

設立代表者

つなごう秋田の歴史

檜山 敬輔

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和8年9月30日 まで

特定非営利活動法人つなごう秋田の歴史

1 事業実施の方針

設立初年度は、歴史講座の開催や参加型の環境整備活動を行うことで、多くの人に秋田の歴史に関心をもってもらうことを目標に活動する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
秋田の歴史 を紹介・発信 する事業	江戸から明治にかけての秋田の 歴史の魅力について解説する歴 史学習の講座を開催する	(A)令和8年4月 (B)秋田市 (C)3～10人	(D)参加者全員 (E)20人	20
行政事業の 受託、及び 協賛する事業	実施予定無し			
イベントの企画、 運営、及びプロ デュースする事業	実施予定無し			
秋田の歴史に関連 した商品の開発、 及び販売する事業	実施予定無し			
史跡又はその周辺 の美化・整備等 の環境整備事業	全良寺官修墓地の 草刈りと清掃を行う	(A)令和8年9月 (B)全良寺 (C)2～10人	(D)対象に関わ る人全員 (E)不明	15
その他、この法人の 目的達成のために 必要な事業	実施予定無し			

令和8年度の事業計画書

令和8年10月1日 から 令和9年9月30日 まで

特定非営利活動法人つなごう秋田の歴史

1 事業実施の方針

前事業年度より引き続き啓蒙活動を行って1人でも多くの人に秋田の歴史に関心をもってもらい、実施出来ていない事業を開始できるよう、活動の基盤作りを図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
秋田の歴史を紹介・発信する事業	江戸から明治にかけての亀田藩の歴史の魅力について解説する歴史学習の講座を開催する	(A) 令和9年4月 (B) 由利本往市 (C) 3～10人	(D) 参加者全員 (E) 20人	20
行政事業の受託、及び協賛する事業	実施予定無し			
イベントの企画、運営、及びプロデュースする事業	実施予定無し			
秋田の歴史に関連した商品の開発、及び販売する事業	実施予定無し			
史跡又はその周辺の美化・整備等の環境整備事業	全良寺官修墓地の草刈りと清掃を行う	(A) 令和9年9月 (B) 全良寺 (C) 2～10人	(D) 対象に関わる人全員 (E) 不明	15
その他、この法人の目的達成のために必要な事業	実施予定無し			

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日 から 令和8年9月30日まで
特定非営利活動法人つなごう秋田の歴史
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	36,000		
賛助会員受取会費	0		
.....		36,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....		0	
4 事業収益			
講座 事業収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....		0	
経常収益計			36,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	15,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	35,000		
事業費計		35,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			35,000
当期経常増減額			1,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			1,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和8年度 活動予算書
令和8年10月1日から 令和9年9月30日まで
特定非営利活動法人 つなごう秋田の歴史
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	36,000		
賛助会員受取会費	0		
.....		36,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....		0	
4 事業収益			
講座 事業収益	0		
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....		0	
経常収益計			36,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	15,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	35,000		
事業費計		35,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			35,000
当期経常増減額			1,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,000
前期正味財産額			1,000
次期繰越正味財産額			2,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。